

四日市市告示第122号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条に基づき申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、使用不能となった番号標について、四日市市自動車臨時運行許可取扱規則（平成3年四日市市規則第1号）第5条第3項の規定に基づき失効したことを告示する。

平成30年3月26日

四日市市長 森 智広

1 許可番号標番号

三重31-98四日市

三重32-96四日市

三重32-07四日市

三重32-97四日市

三重32-30四日市

三重33-02四日市

三重32-33四日市

三重33-03四日市

三重32-59四日市

三重33-26四日市

三重32-65四日市

三重33-29四日市

三重32-74四日市

三重・ ・ ・ 2四日市

三重32-90四日市

三重203四日市

以上16件

(財政経営部市民税課)